

# 自治税務局

Local Tax Bureau

## 自治税務局

- 企画課
- 都道府県税課
- 市町村税課
- 固定資産税課

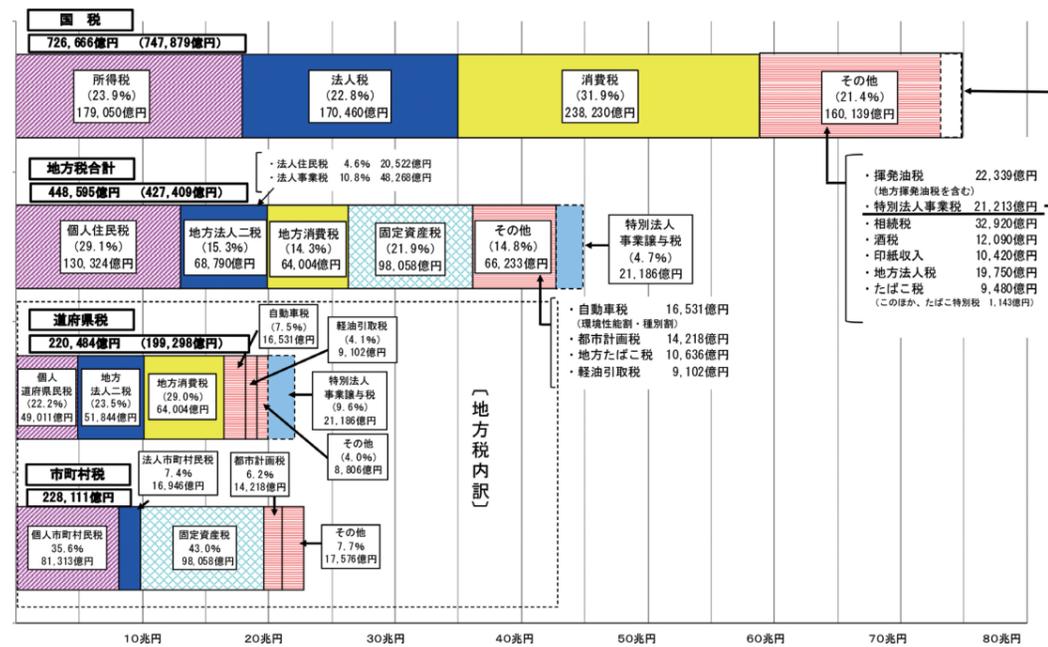
### Mission

自治税務局は、地方公共団体の行政サービスの重要な原資であり、「地域社会の会費」である地方税の充実・確保を図ることにより地方分権を推進するとともに、日本の社会経済の変化に対応した地方税制改正の企画・立案を担っています。

### 地方税の制度運営の担い手として

教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理といった、私たちの生活に身近な行政サービスの多くは、市区町村や都道府県によって提供されています。地方税は、こうしたサービスを賄うための財源であり、その地域に住む住民などが広く共同して負担しあうものとして、都道府県や市区町村がそれぞれ条例に基づいて課税しています。自治税務局では、この地方税の枠組みを定める地方税法を所管しています。

■ 国税・地方税の税収内訳（令和6年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 3 国税は特別法人事業税を含まず、地方税は特別法人事業譲与税を含む。○内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額である。

### 地方税の充実に向けて

地方公共団体の収入（令和6年度地方財政計画額93.9兆円）には、地方税のほか、地方交付税、国庫補助負担金、地方債などがありますが、地方税は44.9兆円と全体の47.8%を占めています。

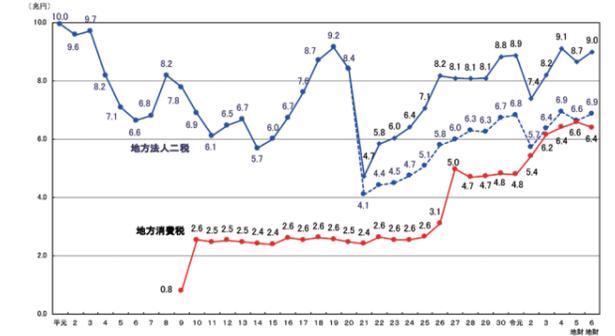
地方公共団体が、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税を充実させる必要があります。自治税務局においては、これまで、国と地方の役割分担を踏まえ、平成19年の国（所得税）から地方（個人住民税）への3兆円の税源移譲や平成26年度及び令和元年度の地方消費税率の引上げ（消費税率換算：1.0%→1.7%→2.2%）、また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度の森林環境税及び森林環境譲与税の創設など、地方税の充実に取り組んできました。

### 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等

地方公共団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営に必要な一般財源を確保する必要があります。その際、できるだけ自らの財源である地方税によって必要となる財源を賄うことが理想ですが、税源の偏在があれば、地方税の充実を図ると地方公共団体間の財政力格差が拡大することには留意が必要です。したがって、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが必要となります。

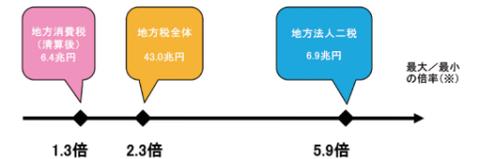
自治税務局においては、これまで、上述の地方消費税率の引上げのほか、法人事業税における外形標準課税の導入（平成16年度）・拡大（平成27、28年度）を行い、税収の安定性の確保や応益課税の強化を図るとともに、令和元年度に、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設などに取り組んできました。

■ 税収推移（地方消費税・地方法人二税）



注) 1 表中における計数は、超過課税等を含まない。  
 2 令和4年度までは決算額、令和5、6年度は地方財政計画額である。  
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

■ 人口1人当たり税収額の偏在度（令和4年度）



(※)「最大/最小の倍率」とは、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値。

### Topic 法定外税

地方公共団体が課することができる地方税には、法人事業税や自動車税、個人住民税や固定資産税など多くの税目があり、これらは法定税と呼ばれ、課税の対象や税額の計算方法などが、地方税法で定められています。また、地方公共団体は条例により、地方税法に定める税目以外にも、独自の税を課することができます。これを法定外税と呼び、税収の用途が条例に定められているかどうかにより、法定外普通税と法定外目的税に分けられます。

地方公共団体が法定外税を導入するに当たっては、事前に総務大臣に協議し同意を得る必要があります。総務大臣は、地方公共団体が新たに導入しようとする法定外税が①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、②地方公共団体間における物の流通に重大な障害を与えること、③国の経済施策に照らして適当でないこといずれかに該当しない限り、これに同意しなければなりません。

令和6年4月現在、産業廃棄物税（三重県、長崎県、沖縄県等）や核燃料税（北海道、福井県、愛媛県等）など、50を超える地方公共団体が法定外税が導入されています。近年、報道などで話題となっている「宿泊税」も法定外（目的）税です。

宿泊税は、観光施策に要する費用を確保するために平成14年度に

東京都で導入されて以降、大阪府（平成28年度）や京都市（平成30年度）など計9団体が導入されており、令和6年11月から新たに北海道ニセコ町で導入が予定されています。コロナ禍からの回復に伴う訪日外国人旅行者の増加等による観光行政需要の高まり等によって、今後、宿泊税を検討する団体がさらに増加していくことが予想されます。

法定外税の導入は、新たな税源を確保するため、地方公共団体自らの責任と判断において行われるものであり、地方分権の観点からも重要な意義を持つものと考えられます。